

ユニケア岡部 訪問リハビリテーション事業所 利用料金表(介護1～5)

項目	額	内容	☑
訪問リハビリテーション費	308/回	利用者又はその家族の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行う場合に1週間で6回を限度として算定されます 退院・退所の日から起算して3か月以内の人に対しては12回まで算定されます	
リハビリマネージメント加算（ロ）	213/月	①医師がリハビリ内容を指示をする ②自宅等にて構成員を踏まえて会議を行う ③ケアマネに対して実施内容の情報を提供する ④日常生活上の留意点等の助言を行う ⑤リハビリの計画を事業所職員が説明する ※上記がいずれも満たされる時に加算されます	
※上記の加算において医師の説明	270/月	リハビリマネージメント加算において事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合に加算されます	
短期集中リハビリ加算	200/日	退院（所）日または認定日から起算して3ヵ月以内の期間に、1週につき2日以上（1日当たり20分以上）リハビリテーションを行った場合加算されます	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240/日	訪問開始日から3ヵ月以内の期間に認知症状が見られる方に対し、集中的にリハビリを行った際に1週に2日を限度とし加算されます	
サービス提供加算（Ⅰ）	6/回	勤続7年以上の職員が1名以上いる場合に加算されます	
退院時共同指導加算	600/回	病院退院時の退院前会議に参加をした際に当該退院につき1回限り加算されます	
移行支援加算	17/日	評価対象期間中にリハビリテーションの終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション修了者に対して、電話等により、通所介護等の実施状況を確認し、計画書を移行先へ提供する事で加算されます	

ユニケア岡部 訪問リハビリテーション事業所 利用料金表（要支援1～2）

項目	額	内容	☑
訪問リハビリテーション費	298/回	利用者又はその家族の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行う場合に1週間で6回を限度として算定されます 退院・退所の日から起算して3か月以内の利用者に対しては12回まで算定されます	
短期集中リハビリ加算	200/日	退院（所）日または認定日から起算して 1ヵ月以内の期間は、1週につき2日以上（1日あたり40分以上） 1ヵ月～3ヵ月の期間は1週につき2日以上（1日あたり20分以上） リハビリテーションを行った場合加算されます	
サービス提供加算（Ⅰ）	6/回	勤続7年以上の職員が1名以上いる場合に加算されます	
退院時共同指導加算	600/回	病院退院時に退院前会議に参加をした際に当該退院につき1回限り加算されます	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・利用料金表は1割負担額です。2割負担は各項目で2を乗じ、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります